

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員がイキイキと働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日～2026年3月31日（3年間）

2. 内容

目標1 育児参画を目的とした休暇/休業制度利用率を次の水準にする

<男性>利用率を60%以上 <女性> 利用率を75%以上

▼ 対策

○ 2023年4月

育児休業中や復帰後の働き方や処遇の取り扱いに関する制度及びその相談窓口について、社内報やイントラネットなどによる社員への周知

○ 2024年3月

出産・育児に関する制度のガイド作成
管理職以上が出席する社内会議にて説明会を実施

目標2 働き方改革・業務効率化による労働時間の短縮

▼ 対策

- 多残業者の労働時間の見える化とその低減に向けた各種施策の展開
- 労使間で合意した所定外労働時間の上限遵守
- 在宅勤務利用推進による所定外労働低減の取組み

○ 2023年 4 月

各部毎に所定外労働時間の目標値を設定

○ 2024年 3 月

所定外労働時間の実績まとめ・分析、次年度へのアクション
立案

以上